

大船渡市新型コロナウイルス感染症対策

3月7日まで感染拡大防止特別期間

一人一人の感染予防の再徹底をお願いします

大船渡市では、今月に入り、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が15人（2月16日時点）と急速に拡大するとともに、依然として経路不明の感染事例が続いており、極めて厳しい状況となっています。

このような中、感染拡大を封じ込めるためには、市民の皆様に変更して感染対策の徹底と、感染拡大を防ぐための一定の行動制限が必要であり、市では、2月16日から、市独自の「感染拡大防止特別期間」を設定しています。期間中における市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

大切な人を守り、地域を守り、一日も早く日常生活を取り戻すため、大船渡市民一丸となって、この難局を乗り越えましょう。

大船渡市長 戸田 公明

市民の皆様への要請内容は次の7つです。確実に実行していただきますようお願いします。

- 1 改めて感染予防のための自覚を持った行動をお願いします。
- 2 外出の際は、マスク着用のうえ、密集を避けて行動してください。
特に、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の外出については、慎重な判断をお願いします。
- 3 会合は、可能な限り自粛を検討しつつ、開催する際は、短時間、必要最小限の人数、参加者の体調確認、マスクの着用、こまめな換気、人と人との距離の確保を徹底してください。
- 4 家庭内においては、毎日の体調確認、手指消毒、咳エチケットの徹底のほか、体調の悪いご家族がいらした場合は、共有スペースの利用を最小限とするなど、家庭内感染を回避する工夫をお願いします。
- 5 施設や店舗を運営する事業者においては、改めて感染防止対策の徹底をお願いします。
- 6 罹患者個人や地域等を詮索する行為は、厳に慎んでください。また、医療機関や保健所への問合せも、感染制御対応の妨げとなります。罹患者、ご家族及び医療従事者等に思いやりの心で接していただきますよう、ご協力をお願いします。
- 7 体調に異変を感じた際は、早期にかかりつけ医等の医療機関や相談窓口（岩手県受診・相談センター：電話番号 019-651-3175）に電話で相談のうえ、受診してください。

【裏面もご覧ください】

感染拡大防止特別期間中（3月7日まで）、休館する公共施設

■地区公民館等	
大船渡地区公民館	蛸ノ浦漁村厚生施設
猪川地区公民館	立根生活改善センター
日頃市地区公民館	末崎ふるさとセンター
市民交流館カメリアホール	赤崎地区公民館
三陸公民館	
■スポーツ施設	
市民体育館	市民テニスコート
体育センター	市民弓道場
三陸体育館	田中島グラウンド
三陸B&G海洋センター	赤崎グラウンド
市営球場	三陸総合運動公園
■博物館	
■シーパル大船渡 ※働く婦人の家は施設改修中	
■Y・Sセンター ※各種相談業務は実施	
■むらづくり研修施設（26施設）	
■一般等への学校開放施設（体育館・校庭）	

※2月18日時点、なお、市内の感染状況により期間を延長する場合があります。

一部使用を制限する公共施設	※詳細は、各施設へ直接お問い合わせ願います
綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール	集会施設部分のみ使用休止
吉浜地区拠点センター	集会施設部分のみ使用休止
大船渡市魚市場	多目的ホール、展示室のみ使用休止
市民文化会館	利用人数など制限あり
図書館	図書の貸出は実施
防災観光交流センター（おおふなぼーと）	利用人数など制限あり

※2月18日時点、なお、市内の感染状況により期間を延長する場合があります。

発行：大船渡市新型コロナウイルス感染症対策本部

（事務局：新型コロナウイルス感染症対策室 電話 27-3111）